

議案第 58 号

三田市農業共済損害評価会委員の委嘱につき同意を求めることについて

三田市農業共済損害評価会委員に次の者を委嘱したいので、三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）第 88 条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県西脇市野村町

氏 名 ^み三 ^き木 ^{なお}直 ^き樹

平成 28 年 6 月 23 日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

平成 28 年 4 月 1 日付をもって、三田市農業共済損害評価会委員 森 裕市氏が辞任したので、後任委員を委嘱する必要があるため。

（参考）

三田市農業共済条例

（設置）

第 87 条 市に損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第 88 条 損害評価会は、前条第 2 項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱した委員 15 人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第 89 条 損害評価会の委員の任期は、3 年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。